

神戸大学の学生・教職員の皆様へ

令和2年1月29日

神戸大学長 武田 廣  
危機管理担当理事 杉村 和朗

### 新型コロナウイルスの拡大防止に向けた本学の対応について(第3報)

昨日1月28日、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として閣議決定されました。これを受けて、本学としても新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学生・教職員の皆様は以下のとおりご対応をお願いします。

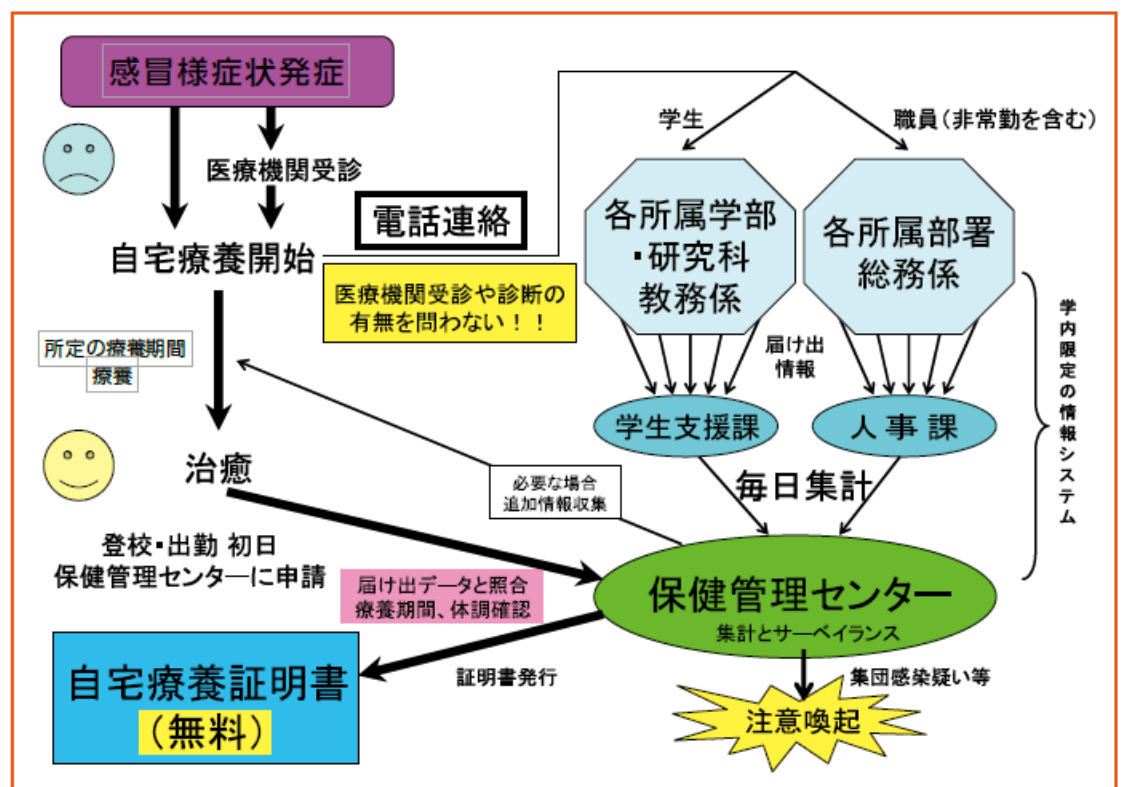
感染時の発熱の程度や症状は様々ですが、体調不良時には登校・出勤しないことが他者への感染拡大を防ぎます。

1. 新型コロナウイルスの感染流行地域からの帰国者で、咳・発熱(37.5℃以上が目安)、下痢、筋肉痛等の症状がある者についてはマスクを着用し、あらかじめ最寄りの医療機関または保健所に連絡、流行地域滞在歴を申告の上、その指示に従ってください。特に、呼吸困難(息切れ)がある場合は、肺炎の可能性があるため、速やかに医療機関を受診してください。
2. 体調に問題がない方も、帰国後14日間は毎日体温を測り(朝夕2回以上)、手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を徹底し、咳・発熱など体調不良の場合は、上記と同様にしてください。

なお、新型コロナウイルスの感染流行地域に滞在中の方についても、帰国時に上記1及び2に準じた対応をしてください。海外からの帰国時に体調不良がある場合には、必ず検疫所へ申告してください。

3. すでに、新型コロナウイルスの感染流行地域に渡航歴のない方にも感染者が確認されています。渡航歴のない方も、感染予防に努めるようにし、体調不良時には登校・出勤を控え、病状に応じて医療機関を受診してください。自宅待機時には、下記6の「感冒様症状者に係る届出」に基づき手続きをしてください。

4. 新型コロナウイルスの感染流行地域に今後渡航を検討する方は、外務省海外安全ホームページを参照し、危険レベルに応じた対応（神戸大学国際危機管理マニュアルの海外危険情報対応基準：<https://www.kobe-u.ac.jp/documents/info/project/crisis-management/international.pdf>）をしてください（例：現在、中国湖北省は危険レベル3で、本学の海外危険情報対応基準に基づき「渡航は原則中止」となります）。  
原則全ての渡航の際に、教職員の方は所属先部局に海外渡航届出等の届出を必ず行い、学生の方は一時帰国届も含め GEMs（神戸大学グローバル教育管理システム）に入力を徹底してください。
5. 新型コロナウイルスの感染拡大予防には、手洗い（接触感染の予防）、咳エチケットのためマスクの着用（飛沫感染の予防）が有効とされていますので、これらの対策を徹底してください。また、接触感染の予防にはウイルス付着部の70%アルコールによる消毒も有効といわれています。
6. 神戸大学では感染症による体調不良の際の自宅療養を容易にするため、独自の「感冒様症状者に係る届出制度」があり、届出をすることにより、高熱や発熱を伴う風邪症状の学生・教職員も自宅待機が可能です。



(図1)神戸大学における「感冒様症状者に係る届出制度」

最後に、上記の対応をする際には、個人情報への配慮に十分にご注意いただき、冷静な対応を心がけてください。

現在も情報は変化していますので、下記の HP をはじめとして最新情報に注意を払うようにしてください。

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

FORTH(厚生労働省検疫所)ホームページ

<https://www.forth.go.jp/index.html>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について(厚生労働省ホームページ)、

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

神戸市感染症統合情報システム

<https://kobecity-kmss.jp/>

神戸大学保健管理センター

<http://www.health.kobe-u.ac.jp/>